

# I 相続税の調査等の状況

## 1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案について、深度ある調査を実施しました。

令和4事務年度においては、実地調査件数 347 件（対前事務年度比 113.0%）、追徴税額合計 23 億 18 百万円（同 84.8%）でした。

### ○ 相続税の実地調査事績

項 目		事務年度等			
		令和3事務年度	令和4事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	307 件	347 件	113.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	291 件	327 件	112.4 %	
③	非違割合 (②/①)	94.8 %	94.2 %	-0.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	38 件	51 件	134.2 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	13.1 %	15.6 %	2.5 ポイント	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	11,375 百万円	10,378 百万円	91.2 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	2,659 百万円	1,467 百万円	55.2 %	
⑧	追徴 税額	本税	2,344 百万円	2,020 百万円	86.2 %
⑨		加算税	389 百万円	299 百万円	76.9 %
⑩		合計	2,733 百万円	2,318 百万円	84.8 %
⑪	1 実地調査 件当たり	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	3,705 万円	2,991 万円	80.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	890 万円	668 万円	75.1 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和4事務年度においても、令和3事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は996件（対前事務年度比139.5%）、申告漏れ等の非違件数は88件（同102.3%）、申告漏れ課税価格は23億83百万円（同91.2%）、追徴税額合計は1億10百万円（同75.3%）でした。

### ○ 相続税の簡易な接触の事績

項 目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和3事務年度	令和4事務年度		
①	簡易な接触件数	714 件	996 件	139.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	86 件	88 件	102.3 %	
③	申告漏れ課税価格	2,614 百万円	2,383 百万円	91.2 %	
④	追徴税額	本税	140 百万円	103 百万円	73.6 %
⑤		加算税	6 百万円	6 百万円	100.0 %
⑥		合計	146 百万円	110 百万円	75.3 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	366 万円	239 万円	65.3 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	21 万円	11 万円	52.4 %

## Ⅱ 調査に係る主な取組

### 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

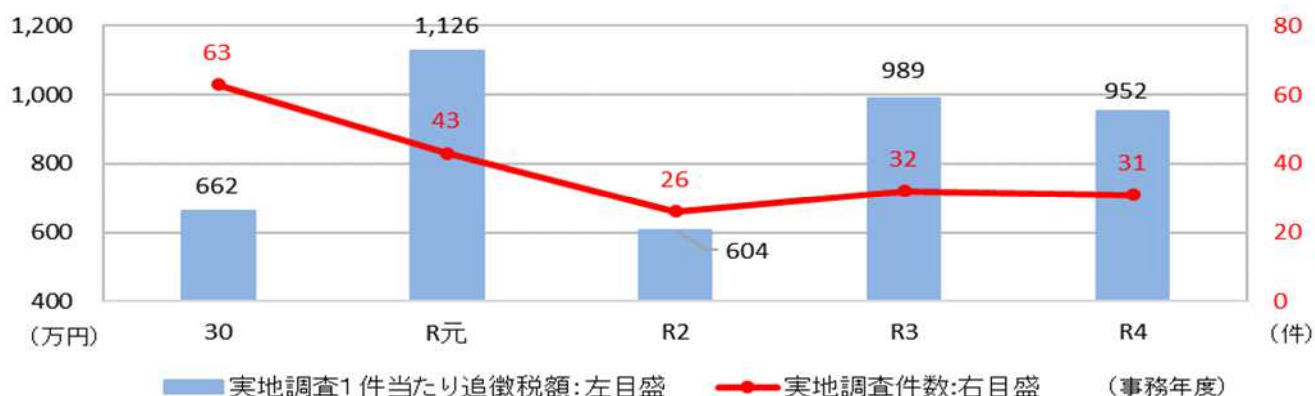
相続税の無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和4事務年度においては、実地調査件数は31件（対前事務年度比96.9%）、実地調査1件当たりの追徴税額は952万円（同96.3%）でした。

#### ○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和3事務年度	令和4事務年度		
①	実地調査件数	32件	31件	96.9%	
②	申告漏れ等の非違件数	32件	26件	81.3%	
③	非違割合 (②/①)	100.0%	83.9%	ポイント -16.1	
④	申告漏れ課税価格	3,009百万円	2,441百万円	81.1%	
⑤	追徴税額	本税	263百万円	242百万円	92.0%
⑥		加算税	53百万円	53百万円	100.0%
⑦		合計	317百万円	295百万円	93.1%
⑧	1件当たり 実地調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	9,402万円	7,873万円	83.7%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	989万円	952万円	96.3%

#### ○ 無申告事案に係る実地調査事績の推移



## 2 贈与税に対する実地調査の状況

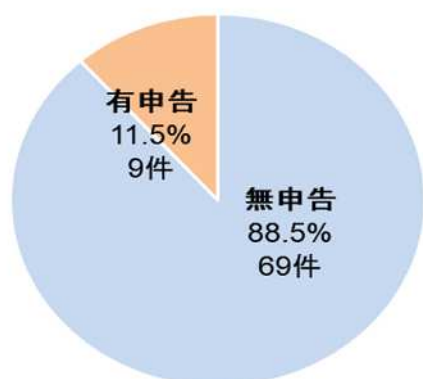
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和4事務年度においては、実地調査件数は81件（対前事務年度比87.1%）、追徴税額は1億84百万円（同283.1%）でした。

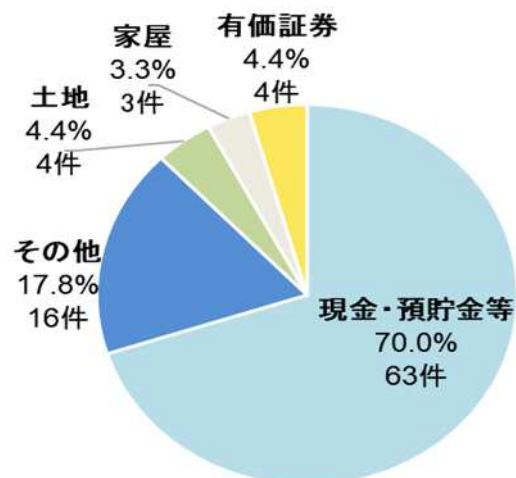
### ○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項 目		事務年度等		対前事務年度比
		令和3事務年度	令和4事務年度	
①	実地調査件数	93件	81件	87.1%
②	申告漏れ等の非違件数	92件	78件	84.8%
③	申告漏れ課税価格	355百万円	549百万円	154.6%
④	追徴税額	65百万円	184百万円	283.1%
⑤	1件当たり 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	382万円	678万円	177.5%
⑥	1件当たり 実地調査 追徴税額 (④/①)	70万円	228万円	325.7%

### ○ 申告漏れ等の非違件数の状況



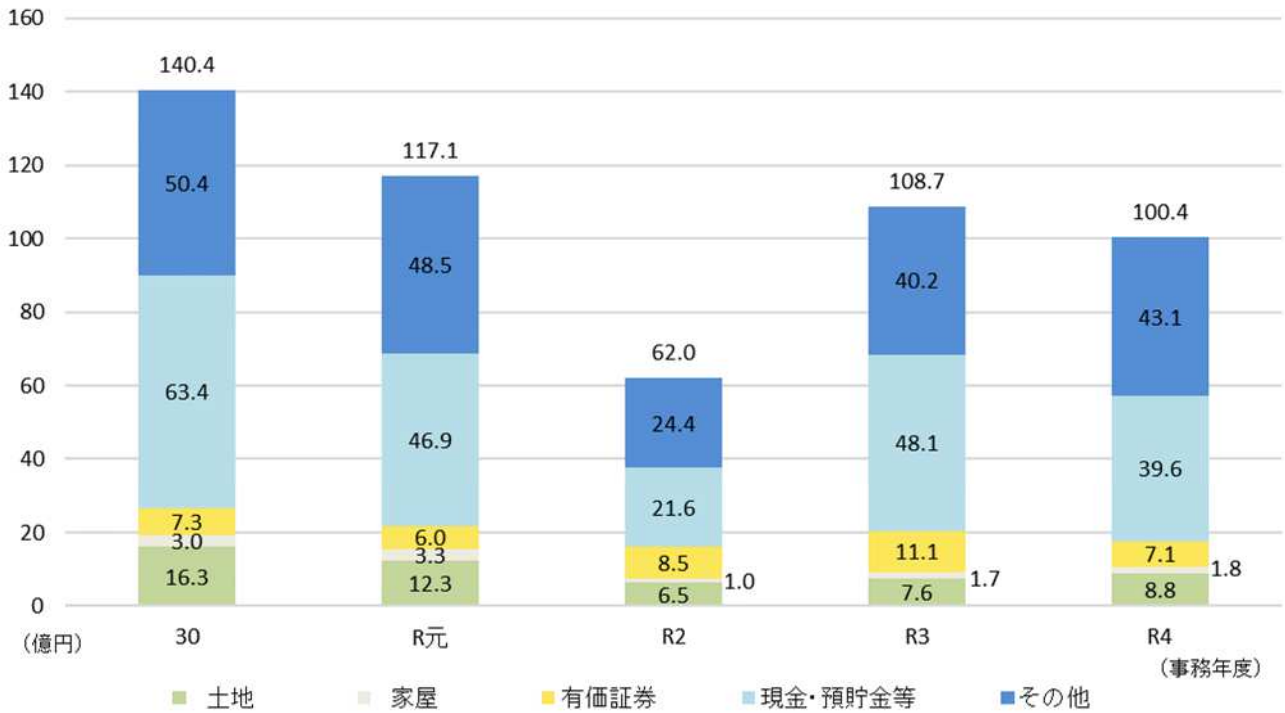
### ○ 調査事績に係る財産別非違件数



(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

## Ⅲ 参考計表

### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

